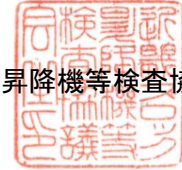


報告会社 御中

一般社団法人
近畿ブロック昇降機等検査協議会



令和7年5月分 受付状況ご通知（月報）

拝啓、貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は定期検査報告につきまして格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、5月度の受付台数は12,672台で前年同月比97.2%です。

つきましては、下記の項目についてご連絡致しますのでよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 令和7年度 国土交通大臣登録「昇降機等検査員講習」について

（一財）日本建築設備・昇降機センターより、令和7年度国土交通大臣登録「昇降機等検査員講習」の申し込み案内がありました。本年度もWEB講習と会場講習の2種類のうち一つを選択し、申し込みを行う内容になっています。

【インターネットによる申し込み期間】

令和7年6月10日（火）10：00～令和7年7月22日（火）17：00（予定）

※ インターネットでの申し込み後、受講申し込み書類が全て届き、受講料のお支払いが確認された時点で受付完了となりますのでご注意ください。

詳細については（一財）日本建築設備・昇降機センターのホームページを確認するか、直接お問合せをお願いします。

（一財）日本建築設備・昇降機センターHP <https://www.beec.or.jp/>

2. エスカレーター、5（1）交差部固定保護板及び5（5）交差部可動警告板の判定について

昇降機定期検査業務基準書2025年版の発刊に伴い、交差部固定保護板の義務化以前（平成12年6月1日施行、平成12年建設省告示第1417号第1第三号の制定以前）に設置されたエスカレーターの交差部に可動式保護板のみが設置されている場合は交差部固定保護板として検査を行って下さいとの解説が記載されました。

これにより「5（1）交差部固定保護板」の検査項目は要是正（既存不適格）と判定したうえで、「5（5）交差部可動警告板」は検査対象外として下さい。ただし、交差部可動警告板にひび割れや破損がある場合は、「5（1）交差部固定保護板」の検査項目において「要是正」と判定してください。

今回の内容変更に基づき令和7年7月1日から実施された検査分より、上記対象のエスカレーターについてはつぎのように記載願います。

【記入例】

現行の検査

- 5（1）交差部固定保護板：抹消
- 5（5）交差部可動警告板：指摘なし

令和7年7月1日以降の検査

- 5（1）交差部固定保護板：要是正（既存不適格）
- 5（5）交差部可動警告板：抹消

また、判定変更については特記事項欄外への変更文は記入不要です。

3. 既存不適格判定基準の変更について

昇降機定期検査業務基準書2025年版の発刊に伴い、既存不適格判定基準が変更となりました。別紙1をご確認のうえ判定時には注意願います。

【主な変更内容】

① ロープ式 4(5) 頂部綱車

検査事項：取付けの状況

内容：頂部綱車用支持ばり等は構造計算により地震その他の振動に対して構造耐力上安全であることが確かめられたものであること
平成26年3月以前の確認申請物件は別途強度計算が必要（計算書が無ければ既存不適格）



改訂

1(18) 駆動装置等の耐震対策と一本化されました。
4(5) 頂部綱車は既存不適格の対象外となりました。

② 段差解消機 4(9) 車止め

検査事項：取付けの状況

内容：車止めがある段差解消機において、基準を満たした車止めが設置されていること



改訂

準拠法令（平12建告第1413号第1第九号イ（1））の内容が段差解消機とは一致しないため 4(9) 車止めは既存不適格の対象外となりました。

その他の検査項目に対しても施行年月日の追加・取消が発生していますので別紙1の内容をご確認下さい。

令和7年7月1日から実施の検査分より対応願います。

また、判定変更については特記事項欄外への変更文は記入不要です。

4. 検査結果表（新様式）について

昇降機及び遊戯施設の別記様式（検査結果表）につきまして、現行では同様式の（注意）において、該当するものを「○」で囲むとしているところ、令和7年1月の改正（令和7年7月1日施行）により、「○」で選択することに改められました。

これを受け、（一財）日本建築設備・昇降機センターでは「○」で選択できる記入欄を設けた検査結果表を、ホームページに登録されておりますのでダウンロードしてご使用ください。

協議会ではこちらの検査結果表についても受付けいたしますので、大いに活用願います。

（一財）日本建築設備・昇降機センターHP <https://www.beec.or.jp/report/information/>

また、協議会ホームページ掲載の検査結果表についてもリニューアルしましたのでこちらも併せてご活用ください。

5. 創立記念日の休業について

7月1日(火)は弊協議会の創立記念日のため、休業させていただきます。

7月2日(水)は通常通り業務をいたしますので、よろしくお願いいたします。

以上